

幼児教育・保育の無償化に伴い、  
世帯の収入や多子世帯の状況に応じて、  
副食費分が免除される場合があります。

## 1 対象者・対象範囲

### 【対象者】

- 年収360万円未満相当世帯の子ども  
 ※詳細は世帯収入や兄弟姉妹構成を元に市が決定する市町村民税課税額から、1号認定子どもと2号認定子どもそれぞれに基づき免除の判断を行います。
- 第3子以降の子ども（全所得階層）

世帯収入	第1子	第2子	第3子
年収360万円未満相当	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収360万円以上相当	副食費保護者負担		副食費免除

### 【対象範囲】

- 免除となるのは、副食費（おかず代・おやつ代等）のみです。
- 主食費（米、麺、パン等）は免除にはなりません。
- 免除対象者は、副食費代を施設に支払うことはありません。

## 2 多子世帯の第3子カウント方法

- 多子世帯の第3子のカウント方法は、1号認定は小学校3年生までの最年長の子どもを第1子として、2号認定は小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。



### 《問い合わせ》

小林市役所健康福祉部子育て支援課

電話：0984-23-1278 メール：k\_kosodate@city.kobayashi.lg.jp